

埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱

(設置)

第1条 秩父保健医療圏（構想区域）における埼玉県地域保健医療計画（以下「計画」という。）を推進すること及び医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するため必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画推進に係る協議に関すること
- (2) 構想の推進に係る協議に関すること
- (3) 関係団体の協力の確保に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、第11条で定める協議会事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会の各代表
- (2) 病院の代表
- (3) 診療所の代表
- (4) 医療保険者の代表
- (5) 市町村の職員
- (6) 保健所長
- (7) その他必要と認められる者

2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡、その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選によるものとする。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 前項の関係者は、第11条に規定する協議会事務局の長が選任する。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(地域医療構想作業部会)

第9条 協議会は、第2条第2号に掲げる所掌事項に関し、必要な検討を行うため、地域医療構想作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

2 作業部会の委員は、協議会の委員の一部をもってこれに充てる。ただし、特に必要がある場合は、協議会の委員以外の者をもって、作業部会の委員に加えることができる。

3 前項の委員は、第11条で定める協議会事務局の長が選任する。

4 作業部会には部会長を置くこととし、作業部会の委員の互選によるものとする。

5 部会長に事故があるときは、作業部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 部会長は、作業部会終了後、速やかにその内容を会長に報告するものとする。

(協議会に関する規定の準用)

第10条 第6条から第8条までの規定は、作業部会の会議について準用する。

(協議会の庶務)

第11条 協議会の庶務は、秩父保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月5日から施行する。

2 第3条の規定による委員の選任及び第11条の規定による協議会の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うこ

とができる。

- 3 この要綱の施行の日から平成29年4月30日までの間に選任された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成30年5月31日までとする。